

基本理念	基本方針	施策①	施策②	施策③	No	事業名	実施内容	担当部署名	自殺対策に係る取り組み実績		取り組みへの評価、課題や今後の方針等	評価 A~G 評価	次年度 継続/拡充/ 縮小/廃 止	備考
									令和6年度					
「誰も自殺に追い込まれることのないまち 本庄」の実現に向けて														
(1) 生きることの包括的な支援として推進する (2) 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる (4) 実践と啓発を両輪として推進する (5) 関係機関との連携・協働を推進する (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する														
基本施策														
(1) 地域におけるネットワークの強化														
① 地域におけるネットワークの強化														
					1	自殺対策ネットワーク会議	自殺対策を総合的に推進していくために、自殺対策ネットワーク会議を開催します。	健康推進課	年1回開催(11月) 現状と課題の共有をし、意見交換を行った。		計画策定に関する状況や、本市の現状や課題等の情報共有を通して、本市の自殺対策について意見交換や、相談窓口周知方法等の検討ができた。	A	継続	
					2	こども家庭センター事業	令和6年4月に設置される「こども家庭センター」により、子育て支援を行う関係機関のネットワークを強化し、子育て支援の仕組みを整え、多面的な子育て支援を推進します。	こども家庭センター	子育て支援センター連絡協議会へ参加し、協議会の事業内容や関わりのあるケースの情報共有などを行いました。また、子育て支援センターとの連携事業「支援センターデビュー」の実施、イベントの企画や参加をしました。また市内3か所の児童センターにて、子育て相談会を開催し、育児上での困りごとや悩みについて寄り添いながら聴き取り、相談者の気持ちの共感とアドバイスを提供しました。		郡内保育機関の合議体であるため、会議の資料作成やイベントの企画、開催など、運営事務負担が大きいです。また、保育や育児に不安定さや、リスクのある家庭で、本事業等外部の機関と関わりをもつ意思がない方々へのアプローチ方法についても話し合っていく必要があります。	A	継続	
					3	地域福祉推進事業	地域福祉計画に基づき、包括的な相談支援体制の構築等や地域のネットワークづくり等、地域福祉の推進を図ります。	地域福祉課	地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築することを目的として、講演会を開催しました。また、県からアドバイザーの派遣を受け、包括的支援体制の強化に向けた職員研修を行いました。		地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の強化に向け、地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を引き続き図っていきます。	A	継続	
					4	児玉郡市障害者自立支援協議会の開催	協議会の中で、各種支援機関の情報共有等を行い、ネットワークの構築を推進します。	障害福祉課	全体会2回、運営会議7回、専門部会18回(相談支援部会11回、就労部会7回、こども部会3回)実施した。社会資源情報や支援に関する情報共有等とおして、ネットワークの構築推進と連携強化を図った。		地域の現状や課題、対応策等を共有し取り組むことが出来た。こども部会が設置され、更なる横の連携を強化し、地域の現状把握に努める。	A	継続	
(2) 自殺対策を支える人材の育成														
① ゲートキーパーの育成														
					1	市職員へのゲートキーパー養成講座	市職員に対し、ゲートキーパー養成講座を実施し、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に気づき、適切な支援につないでいきます。	健康推進課	年1回、ゲートキーパー養成講座を開催(36名参加)		実施後の参加者アンケートより、アンケート回答者の全員が、参考になったと回答し、また、講座内容を活かそうと回答していることから、ゲートキーパーを理解する人材が増え、悩みを抱える市民に対して、適切な支援につなげることができたと考えられる。今後も継続して人材を増やしていく。	A	継続	
					2	市民等へのゲートキーパー養成講座	市民等に対し、ゲートキーパー養成講座を実施し、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期に気づき、適切な支援につないでいきます。	健康推進課	年2回(同日午前の回・午後の回)、ゲートキーパー養成講座を開催(計45名参加)		R6は入門編だけでなくレベルアップ編の講座を実施。実施後の参加者アンケートから、約9割の人が参考になった、実践してみようと思うと回答しており、人材育成につながったと考えられる。	A	継続	
(3) 市民への啓発と周知														
① 情報提供・周知の推進														
					1	くらしの便利帳発行事業	冊子の中に、人権相談やいじめ相談などの生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対して情報周知を図ります。	広報課	人権相談等が掲載されている「くらしの便利帳2023」を転入者に配布し情報周知を実施		令和7年度発行の「くらしの便利帳2025」においても同様の相談を案内するページを設ける	A	継続	
					2	普及・啓発事業	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)に合わせて、懸垂幕の掲揚や、広報、ホームページ、SNS等を活用し、自殺対策に関する情報提供を行います。	健康推進課	自殺予防週間(9月)では、広報・HPへの掲載、市役所、保健センター、図書館にパネルの掲示。関係課に啓発グッズを設置。自殺対策強化月間(3月)では、広報・HPへの掲載、市役所各課に啓発グッズ設置。また、自殺予防に関する内容や相談先をホームページに通年で掲載。相談窓口一覧パンフレットや啓発用ティッシュ、こころの相談カードを作成し、配布。その他、通年で窓口に関連資料の設置やポスター掲示等を実施。		パネルの掲示や相談窓口一覧パンフレット・啓発ティッシュの配布等により、普及啓発につながったと考えられる。R6年度には携帯できるサイズの相談窓口を載せたカードを作成。引き続き、啓発していく。	A	継続	
					3	相談窓口等普及啓発事業	自殺予防や自死遺族に係る様々な心配事や困りごとを相談できる窓口一覧のリーフレットを作成し、相談窓口の周知を図ります。	健康推進課	相談窓口一覧リーフレットや相談窓口を記載したカードを作成し、周知を図った。		今年度は通常のリーフレットに加え、より手に取りやすいカードも作成。引き続き、周知を図っていく。	A	継続	
② 市民向け講演会・イベント等の開催														
					1	理解促進研修・啓発事業	障害者及び家族を対象とした講座・講習の中で、自殺も含めた問題を取り上げることで、住民に対する啓発を図ります。	障害福祉課	家族会・事業所・他課等との共同事業(協力事業5回、高齢福祉課連携事業1回、各イベントの広報掲載による周知)を実施し、障害や疾病を持つ人等やその特性に関する理解促進と、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う心のバリアフリーの推進を図れた。		地域の団体や事業所、多分野と連携し、障害や疾病を持つ人等やその特性に関する理解促進と、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合う心のバリアフリーの推進を図っていく。	A	継続	

2	人権教育推進事業	人権教育研修会等の中で人権の問題を取り上げることで、住民に人権の大切さの啓発を図ります。	市民活動推進課	・公民館等地区・利用者団体人権教育研修会(9~10月開催、参加人数319名) ・企業トップクラス&公正採用選考人権啓発推進員研修会(共催 10-7-1本庄、美里町、神川町、上里町)(2月開催参加人数約23人) ・人権教育研究集会(2月開催、参加人数約1100人) ・ひととひとの人権を考えるセミナー(2~3月開催、参加人数77人) ・本庄市職員全体研修(11月から3月、参加人数約850人) ・公民館利用者団体、各種市民団体、民生委員等、広く一般市民に対し、人権問題全般に係る講演、人権啓発DVDビデオの上映、啓発冊子の配布等を行ったことにより、人権啓発につながったと考えられる。	現在実施している事業を継続しながら、時代のニーズに合った講師を選定するなどし、集客数を増やしていく。	A	継続		
3	健康教育に関する普及啓発事業	健康教育講座等の中で、自殺の問題を取り上げることで、住民に対する啓発を図ります。	健康推進課	健康相談や特定保健指導の中で、こころの健康に関する周知を行い、啓発を図った。	身体の健康に加え、こころの健康も合わせて周知したことで、啓発につながったと考えられる。	A	継続		
(4)相談・支援体制の充実									
① 相談支援の充実									
1	消費生活相談事業	消費生活に関する相談をきっかけに、困難を抱えている人の他の課題も把握していくことで、適切な支援につながっていきます。	商工観光課	消費生活センター相談員を配置し、週4日相談業務を行った。(相談件数295件) 多岐に亘る相談内容を、経験豊富な相談員が対応し、概ね解決に導くことができている。	引き続き消費生活センターの充実を図る。	B	継続		
2	市民相談事業	日常生活において生じる様々な問題を解決するため、法律相談、税務相談、不動産相談、年金労働相談、行政相談といった無料の相談を定期的実施します。	市民課	法律相談 年50回268名相談実施 税務相談 年12回59名相談実施 不動産相談 年12回41名相談実施 年金労働相談 年6回15名相談実施 行政相談 年12回5名相談実施	日常生活での様々なトラブルや悩みを抱える市民に対して、分野に応じた専門的立場の相談員による無料相談の場を提供し、市民の問題解決の支援を図った。毎月の広報や市のホームページで周知しており、特に、法律相談については、毎回、相談人数も多いため、次年度についても継続していく。	A	継続		
3	こども家庭センター事業	子育て中の保護者からの育児に関する相談に、様々な専門機関と連携しながら、適切な支援を行います。	こども家庭センター	市内を中学校区にて区分して担当者を配置し、保護者からの養育・保育等の相談を受け付けています。こども家庭センター内での受理会議・合同ケース会議、医療・教育関係者等の外部とのケース会議を行い、母子保健事業、心理士相談、見守り強化事業等で対象者に適したフォローを検討しています。	母子保健部門と児童福祉部門がこども家庭センター内で、協議ができるようになったことで、多くの対象者にアプローチができるようになりました。ただし、対象者が様々なリスクや援助が必要であるにもかかわらず、行政の介入を拒否したり、制度やサービスを利用する意思に欠ける場合には、援助に限界が生じることがあります。様々なケースに対応できる制度の準備と、それにつなぐことができるケースワーカーの能力の維持・向上が必要です。	A	継続		
4	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談事業	産後うつ予防や育児不安の軽減を図るため、妊産婦健診、伴走型相談支援、産後ケア事業、赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診、育児相談等を実施します。また必要に応じて公認心理師による個別相談(こころの教室)を実施します。	こども家庭センター	母子手帳交付時より産後のサポート体制などの確認・産後うつについての周知、赤ちゃん訪問時にはEPDSや赤ちゃんへの気持ち質問票を活用しながら産後うつの早期発見に努め、妊娠期より不安や心配なことに寄り添いながら支援を行っています。ハイリスクでよりきめ細やか支援が必要な方へは、産後ケア事業などの子育て支援サービスをやこころの教室などの個別相談へつなぎ、母の孤立を防ぎ、安心して育児に専念ができるよう支援を行っています。乳幼児健診においても、家庭の状況を把握し、必要に応じて関係機関とも連携を図りながら支援をしています。	妊娠期から伴走型支援を行い、不安や心配なことに寄り添いながら、切れ目のない支援を今後も行っていきます。また、産後のホルモンバランスの変化から心身の不調をきたすケースも多いため、産後うつの早期発見と母子への早期介入により、こども相談係や医療機関など関係機関とも連携を図りながら、母の孤立を防ぎ、虐待を未然に防止することができるよう今後も継続して支援を行っていきます。	A	継続		
5	健康相談	健康や疾病について電話・面接等により相談支援を行います。	健康推進課	実施件数1616件(ほんじょう健康相談ダイヤル24で対応した相談件数を含む)(健康増進事業としての件数)	相談は随時受付。引き続き実施していく。	A	継続		
6	障害者相談支援事業	統合失調症やうつ病等の精神障害を抱える人とその家族に対し、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	障害福祉課	精神障害を抱える人とその家族への相談の実施のほか、関係機関への連絡調整、同行訪問等の支援を実施。事例検討会を開催した。本人、家族との相談の実施や病院・支援機関との連絡調整、保健所等との同行訪問などの支援を行うことが出来た。地域の関係機関との連携強化と支援者の対応力向上が図れた。	地域の関係機関と連携しながら、本人・家族等へ寄り添った支援を行えるよう、地域の関係機関の連携強化と支援者の対応力向上を図り、一体的な支援を行っていく。	A	継続		
7	福祉総合相談業務	複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した相談支援を行います。また、アウトリーチによる支援も積極的に行います。	生活支援課	延べ281件の相談を受け付けました。相談を傾聴し、適切な窓口を案内したり、調整を行ったりしました。また、解決に至らない問題についても、相談者の気持ちに寄り添い、支援を行いました。	関係機関とおおむね良好な関係を構築しており、情報提供、情報共有なども円滑にできています。	A	継続		
8	ひきこもり相談	生きづらさを感じるひきこもり本人やその家族からの相談を専門の相談員により、不安の軽減やこころのゆとりにつながるよう、相談者に寄り添い、継続的に支援していきます。	生活支援課	延べ235名から相談を受け付け、相談者に寄り添いました。	保健所等関係機関、また就労準備支援事業等と繋がりを生かし、適切な支援に繋いでいきます。	A	継続		
9	民生委員・児童委員活動事業	民生委員・児童委員による相談・支援を推進し、地域住民が抱える問題を早期に発見し、適切な支援を行います。	地域福祉課	民生委員・児童委員は、地域住民から様々な悩みや課題に関する相談を受け、それらの解決に向けて相談窓口や専門機関につなぎました。また、本庄市社会福祉協議会(社協)に委託している「心配ごと相談」の相談員として活動し、令和6年度は15件の相談を受けました。	民生委員・児童委員に対して、任期中(3年)に1回は、心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を実施し、知識の普及を図りたいと考えます。	A	継続	「心配ごと相談」については、相談件数が減少傾向にあるため、相談窓口の存在や利用方法に関するパンフレットを社協が作成し、民生委員・児童委員が必要に応じて担当区域で配布するなどして、制度の周知に努めました。	
10	本庄市パートナーシップ宣誓制度	性的マイノリティの方々が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係にあることを公に証明するものです。この制度の周知と、性的マイノリティに対する偏見や差別等の解消、性の多様性に関する理解の促進を図ります。	市民活動推進課	・利用実績1組	制度利用者の負担軽減及び利便性の向上を図りながら、利用者を増やしていく。	B	継続		

基本理念	基本方針	施策①	施策②	施策③	No	事業名	実施内容	担当部署名	自殺対策に係る取り組み実績		取り組みへの評価、課題や今後の方針等	評価 A~G 評価	次年度 継続/拡充 /縮小/廃 止	備考
									令和6年度					
「誰も自殺に追い込まれることのないまち 本庄」の実現に向けて														
(1) 生きることの包括的な支援として推進する (2) 関連施策との連携を強化して総合的に取り組む (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる (4) 実践と啓発を両輪として推進する (5) 関係機関との連携・協働を推進する (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する														
重点施策														
(1) 高齢者に対する支援														
① 高齢者の居場所づくりと交流促進														
						1 老人福祉センター管理運営事業	高齢者が気軽に交流できる場所を提供するほか、各種事業を行い、生きがいづくりを推進します。	高齢者福祉課	カラオケやダンス、囲碁将棋等を楽しむ高齢者に交流の場を提供しています。また、指定管理者によって、脳トレ、体操、趣味教養などの講座を開催するなど、様々なイベントを実施することで、生きがいづくりを促進しています。年間入場者数も順調に戻って来ており、高齢者の交流の推進を図ることができました。 年間入場者数:16,455人		「老人福祉センターつきみ荘」はたくさん的高齢者が集まり、交流を図る場であるため、今後も感染症対策等に配慮し、高齢者の交流事業を推進していきたいと考えます。	A	継続	
						2 老人クラブ助成事業	老人クラブ(シニアクラブ)では、運動や趣味などの幅広い活動を通じて高齢者の健康と生きがいづくりを推進します。	高齢者福祉課	グラウンドゴルフやウォーキングといったスポーツ活動、清掃活動などの社会奉仕活動を実施しました。また、感染症対策のため行えなかった事業も令和5年度から再開しており、高齢者の生きがいづくり・交流を図ることができました。 51クラブ 会員数:1,934人		老人クラブ連合会主催の事業参加者数は回復してきていますが、全体のクラブ数や会員数は減少しています。老人クラブは、高齢者の生きがいづくりや社会参加のために必要な団体であることから、今後も活動を維持・継続するために、課題を整理する必要があると考えます。	A	継続	
						3 ふれあいいきいきサロン支援事業	自治会等身近な地域を拠点に、高齢者や障害者、子育て中の人がボランティアや地域の人たちと一緒に楽しく過ごす住民主体の交流活動を支援します。	社会福祉協議会	ふれあいいきいきサロン設置79か所(参加者2,004人/うち世話人478人)高齢者、障害のある方、ひきこもりがちな若者等、地域住民や同じ悩み・不安を抱えた者同士がボランティア等と協働して取り組む、住民主体の相互交流活動を支援した。		地域で生活している高齢者や障害者等の居場所づくりを支援する。またサロンを通して、参加者の心身の健康づくりや介護予防等を目的として支援に取り組む。	A	継続	
② 要介護者等への支援														
						1 家族介護支援事業	孤立しがちな介護者同士の交流を促進し、心身の健康回復を図るため、介護者リフレッシュ事業を行います。	高齢者福祉課	自宅で介護を行う方のために、介護者リフレッシュ事業として①ねりきり教室、②寄せ植え教室、③チャイティー教室、④匂い袋教室、また、それぞれの教室の後に⑤介護者交流会を行いました。事業は好評で、参加者の皆さんの気持ちを和らげることができました。 教室参加者:23名		自宅で介護を行う方の心身の健康のために、介護者同士の交流の場やリフレッシュする場を設けることは、今後も必要であると考えます。	A	継続	
						2 要介護高齢者介護手当支給事業	介護保険で要介護4、5に認定されている60歳以上の在宅高齢者と同居し、常時介護している人に対し手当を支給し、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	高齢者福祉課	要介護高齢者を在宅で常時介護している方に対して、4・8・12月に介護手当を支給し介護者の経済的負担の軽減を図りました。支給人数:163名(令和6年12月分) 介護者に対して介護手当を支給することにより、介護者の経済的負担の軽減を図ることができました。		介護者の経済的負担の軽減を図るため、介護手当の支給を継続します。	A	継続	
						3 要介護認定申請受付	介護保険サービスを必要とする家族等への要介護認定申請の相談を受けた際に、家庭で抱える問題を把握した場合、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	介護保険課	窓口における申請受付時に相談を受けた際、適切に担当に引き継ぎました。		適切な対応ができました。引き続き適切な支援につないでいきます。	A	継続	
						4 介護事業者への集団指導	介護サービス利用者の悩みや生活上の困難に早期に気づき、適切な支援につないでいくために事業者に対し、介護職員へのゲートキーパー研修の受講を働きかけます。	介護保険課	介護事業者への集団指導において、ゲートキーパーに関する資料を盛り込むことができました。		介護事業者に対して周知を図ることができました。引き続きゲートキーパーへの理解を深めていただけるよう働きかけます。	A	継続	
						5 高齢者総合相談事業	高齢者やその家族等からの相談に対応し、関係機関と連携する事で適切な支援に繋げ問題の解決を図ります。	生活支援課	生活支援課と4か所の地域包括支援センターで延べ3,982件の相談を受け付け、支援等に繋げ、問題の解決を図りました。		今後も関係機関との繋がりを生かし、適切な支援に繋いでいきます。	A	継続	
						6 地域包括支援センター相談事業	高齢者等の身近な相談窓口として、困りごとなど、様々な相談を受け止め、総合的に支援します。	高齢者福祉課	市内4か所の地域包括支援センターに配置する保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が、高齢者の様々な相談にチームで対応し、必要な支援を行いました。 相談件数:2,951件		高齢者及び介護者等を支援するため、今後も継続します。	A	継続	
						7 認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを養成することで、認知症の人や家族が安心して暮らす地域づくりを推進します。	高齢者福祉課	多世代及び多分野で養成講座を開催しました。 住民(サロン、自治会等):9回、企業・事業所等:2回、幼児:12回、小学生10回、中学生6回、市職員:2回、合計41回開催し、1,881人養成しました。		多世代、多分野にサポーターを養成することで、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進しました。今後も、高校生や働く世代など受講者の分野拡大を図ることが必要と考えます。	A	継続	
						8 オレンジカフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、地域で暮らす認知症の人を支えるつながりを支援することで、認知症の人とその家族の孤立化予防や、家族介護負担の軽減を図ります。	高齢者福祉課	認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集う場を開催しました。 市内9か所、概ね月1~2回。		様々な人が集うことで認知症の人を支えるつながりを支援し、孤立化予防や家族介護者の負担軽減が図れました。今後も取組の継続が必要です。	A	継続	
						9 認知症家族の会本庄	認知症の人を介護する家族等が集う家族会を開催し、日頃の思いの共有や情報交換等を行うことにより、介護者の負担軽減を図ります。	高齢者福祉課	認知症家族の会本庄を月1回開催しました。		参加者は、思いの共有や情報交換等を行うことで介護の負担軽減につながったと考えます。参加者が増えるよう周知や開催会場等を工夫し、取組を継続します。	A	継続	
						10 介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等に対して、自立支援・重度化防止の取組を行う中で、本人や家族の負担軽減を図ります。	高齢者福祉課	要支援者等に対し、自立支援・重度化防止に向けたサービスを提供しました。		適切なサービス提供により本人や家族の負担軽減が図れたと考えます。高齢者の選択肢が拡大するよう生活支援サービスの創出等を進める必要があります。	A	継続	

11	サポーター(介護予防・認知症・生活支援)養成講座	サポーターとなる住民に対しゲートキーパー養成講座の受講を働きかけ、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、適切な支援につないでいきます。	高齢者福祉課	サポーター養成講座や研修の中で、心配事や不安を抱える高齢者や困っているような高齢者がいた場合の声かけ訓練の実施、相談先につなぐ方法について説明し、支え合いの地域づくりを促進しました。	支え合いの地域づくり促進により、心配事や不安を抱える高齢者を適切な支援につなぐ手段の知識習得が図れたと考えます。今後も継続します。	A	継続		
12	高齢者世帯等安否確認事業	日常的に見守りが必要な高齢者世帯等で、希望する世帯に対し、民生委員・児童委員が月1回訪問することで、孤立防止を図ります。	社会福祉協議会	利用登録988世帯 孤立・孤独の防止を図るため、単身高齢者及び高齢者世帯、日中独居高齢者で日常的に見守りが必要な世帯に対し、民生委員・児童委員が毎月訪問して声かけを行った。	民児協正副会長等既存の会議を活用し、事業に対する意見交換を随時行う。また、他の見守り事業を含めた連携の在り方について、市及び関係団体と協議・検討を進めたい。	A	継続		
13	活動者導入促進事業(地域見守り体制整備支援事業)	自治会ごとに地域の見守り役として「活動者」を配置し、地域の単身高齢者や老老介護世帯等に対して、見守り活動を行う取組を支援します。	社会福祉協議会	活動者252人(自治会14か所) 自治会ごとに見守りに取り組む活動者の配置を支援するため、ボランティア活動保険料の助成を行った。	本庄市防犯ボランティア連絡協議会が加入する「市民総合賠償保険」において活動時の傷害等補償が対応可能であることが確認できた為、保険料の助成については6年度で終了となるが、引き続き自治会における見守り活動の状況把握に務める。	A	継続	見守り活動における自治会への支援について協議する	
14	在宅福祉有償家事援助事業(ほんじょう助け合いサービス)	在宅の高齢者世帯や障害者世帯等を対象に、住民参加型による有償サービスとして、掃除や買い物等の家事全般、外出等の援助を行い、本人や家族の負担軽減を図ります。	社会福祉協議会	利用131人(延べ利用332人) 活動1,264回(延べ1,283時間) 担い手確保及び利用促進のため、チラシや社協だより等で会員募集を呼びかけるとともに、居宅介護支援事業所等に事業周知を図った。さらに、協会の技術向上のため、研修会を開催した。	利用会員の増加に比して、協力会員の増加がやや少ない。事業周知とともに、協力会員の募集を呼びかけ、引き続き男性を含めた担い手の確保に努めたい。	A	継続		
③ 包括的な支援のための連携の推進									
1	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを中心に多様な主体が参画し、地域の課題を話し合う協議体の活動を通して、様々な関係機関や団体等の連携強化を図ります。	高齢者福祉課	市全域(第1層)及び日常生活圏域(第2層)ごとに生活支援コーディネーターを配置し、協議体とともに移動支援や買い物送迎支援、ラジオ体操の普及等を行い、実施にあたっては地域の関係機関、店舗、住民、ボランティア等と連携しました。 買い物送迎支援48回	地域の多様な機関や住民との事業実施を通して連携強化が図れたと考えます。今後も支援ネットワークを拡大して連携を強化し、地域の実情に応じたサービスの創出や担い手養成などにより支え合いの地域づくりをさらに推進する必要があります。	A	継続		
2	包括支援センター運営事業	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報等を把握し、地域ケア個別会議等で共有することで、関係者間の連携の強化を図ります。	高齢者福祉課	高齢者の個別課題の解決及び自立支援・重度化防止について検討する地域ケア個別会議、地域ケア個別会議で把握された地域課題を検討する課題整理会議、施策へと結びつけるための検討を行う推進会議を開催しました。また、ネットワーク会議(市全域ケアマネ会議、日常生活圏域別会議)を開催しました。 地域ケア個別会議34回、地域ケア課題整理会議4回、地域ケア推進会議1回。	地域ケア会議やネットワーク会議により関係者間の連携強化が図れたと考えます。今後も取組を継続します。	A	継続		
3	高齢者虐待防止ネットワーク会議	民生委員、医師、警察等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、高齢者虐待についての連絡や情報交換を行い、適切な支援につなげます。	生活支援課	令和7年1月に会議を開催し、高齢者虐待の状況、虐待防止のための取組について検討しました。	毎年度1回程度開催し、虐待防止のためのネットワークの構築に努めます。	A	継続		
4	在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療・介護を一体的に提供する体制構築のため、医療・介護の関係者による多職種連携・協働を推進します。	高齢者福祉課	児玉郡市1市3町で共同し、多職種を対象とした研修会等や協議会を開催しました。 多職種研修会等4回、在宅医療・介護連携推進協議会2回。	研修会等により医療や介護関係者の顔の見える関係構築や連携の重要性の再認識及び連携強化につながったと考えられます。今後も在宅医療・介護を一体的に提供する体制構築のため取組を継続します。	A	継続		
(2)若年層に対する支援									
① 子どもに対する総合的な支援									
1	子どものショートステイ事業	ショートステイ事業を活用して、保護者への支援を行い、問題が深刻化するのを防ぎます。	子育て支援課	主に、子ども家庭センターでケース相談時、状況に合わせショートステイの提案を行い、必要な方へ利用していただきました。 相談者が適切に利用できるよう連携が図れており、保護者支援につながっています。	保護者の育児負担を軽減し、問題の深刻化を防ぐため、引き続き子どもの受け入れ先の確保に努めます。	A	継続		
(1)	子どものショートステイ事業	ショートステイ事業を活用して、保護者への支援を行い、問題が深刻化するのを防ぎます。	子ども家庭センター	R6年度利用者延べ件数 54件。 要援護者との相談の結果、その要否状況に合わせ、ショートステイの提案を行い、入所調整担当の子育て支援課と調整しながら、利用を促しました。	利用希望の増加に伴い、受け入れ先施設に空きがない状況になることがあるため、委託先の確保に課題があります。	A	継続		
2	家庭児童相談事業	家庭児童相談員に対してゲートキーパー養成講座の受講を働きかけ、自殺リスクを抱える人の早期発見を図り、適切な支援につないでいきます。	子ども家庭センター	家庭児童相談員(会計年度任用職員)2名を配置し、専門的に家庭児童の福祉に関する面接相談指導、調査、訪問指導等を実施し、また関係機関との連携により児童福祉の増進を図りました。 R6年度の家庭児童相談事業での、「延べ相談件数」は9,098件、「相談実人数」は581件、「虐待対応件数」は1,246件、「新規受付数」は242件でした。家庭児童相談員2名のゲートキーパー養成講座は未受講です。	虐待の相談件数は高止まり傾向があります。今後も大きな事件に発展しないよう取り組みを継続していきます。また、ゲートキーパー養成講座が開催される際には、家庭児童相談員に受講勧奨していきます。	A	継続		
3	学校応援団	コーディネーターに対する研修会や学校応援団会議の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供を行うことで、子どもの見守り活動を充実させていきます。	学校教育課	各校において、学校運営協議会等での情報提供や毎日の登下校の見守り活動を実施。 各学校において、登下校時の見守り活動等を継続して行うことができた。	各学校において、登下校時の見守り活動等を継続して行うことができた。	A	継続		
4	幼保小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携することで、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有し、悩みや心配事を抱える家庭に、継続的な支援を行います。	学校教育課	年長児訪問の実施、各学校での教育相談や個人面談、市発達教育支援センター「すきっぷ」の紹介や連携、市教委と就学支援アドバイザーの就学相談の実施。 年長児訪問での園児の様子観察や担任等からの情報提供により園児の実態把握をし、各小学校へ情報提供をした。就学相談を実施し、保護者との連絡を密にし、よりよい就学先を考えることができた。	年長児訪問での園児の様子観察や担任等からの情報提供により園児の実態把握をし、各小学校へ情報提供をした。就学相談を実施し、保護者との連絡を密にし、よりよい就学先を考えることができた。	A	継続		
(4)	幼保小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携することで、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有し、悩みや心配事を抱える家庭に、継続的な支援を行います。	保育課	小学校教職員と年長担任からなる連絡会への参加や保育要録の提出により各小学校との情報共有を図れた。 また市発達教育支援センター「すきっぷ」の巡回相談を受けることで保護者や学校との情報共有ができ、よりよい指導・支援につなげることができた。	「すきっぷ」の巡回相談を受けることで、保護者や学校と情報共有を図ることができ、効果的に就学に向けた支援提供できた。	A	継続		

5	就学相談事業	特別な支援を要する児童・生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性が想定されます。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難の軽減を図ります。また、児童・生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担感の軽減を図ります。	学校教育課	市発達教育支援センター「すきっぷ」との連携・情報共有、巡回相談、公認心理師・就学支援アドバイザーの年長児訪問・就学相談の実施により、本人や保護者の願い・困り感、の共通理解を図った。それにより、よりよい指導・支援につなげることができた。	市発達教育支援センター「すきっぷ」との連携・情報共有、巡回相談、公認心理師・就学支援アドバイザーの年長児訪問・就学相談の実施により、本人や保護者の願い・困り感、の共通理解を図った。それにより、よりよい指導・支援につなげることができた。	A	継続		
6	学校生活アンケート (WEBQUアンケート)	WEBQUアンケートを実施し、調査結果を活用することにより、よりよい学校生活とあたたかな人間関係づくりを進めていきます。	学校教育課	小学校4年生～中学校3年生の全児童生徒を対象に年2回実施。各学校で分析研修会を実施し、校内での活用を図った。担任や学年の教員が、調査結果を基に生徒理解、学級理解を深め、学級経営や生徒指導に活用した。	担任や学年の教員が、調査結果を基に生徒理解、学級理解を深め、学級経営や生徒指導に活用した。	A	継続		
7	学力向上推進事業	個に応じたきめ細やかな指導を行い、児童生徒に確かな学力を身に付けさせることで、児童生徒の生きる力を育み、問題解決に向けた主体的な行動の促進等を図ります。	学校教育課	少人数指導の実施や学習補助教員・生活支援員等を配置することで、きめ細やかな指導の実現に努めた。また、指導主事や学力向上アドバイザー、ティーチングアドバイザー等による指導を継続的に行った。各学校で授業改善が進み、教員の授業力向上・児童生徒の学力向上につなげることができた。	各学校で授業改善が進み、教員の授業力向上・児童生徒の学力向上につなげることができた。	A	継続		
8	いじめ防止対策事業	いじめを受けている児童生徒の早期発見と早期対応を行うとともに、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方等教育を推進していきます。また、相談窓口等のリーフレットを児童生徒に配布し、いじめにあった際の相談先の情報等を周知します。	学校教育課	各学校において、年度当初に学校いじめ防止基本方針について確認及び職員研修を実施したうえで、組織的な対応を行った。児童生徒、保護者あてには相談窓口のリーフレットを配布。いじめについて、各学校で組織的に早期発見、早期解決を図り、重大化を防ぐことができた。	いじめについて、各学校で組織的に早期発見、早期解決を図り、重大化を防ぐことができた。	A	継続		
9	教育相談体制整備 (いじめ含む)	学校内はもとより学校以外の場でも専門の相談員等に相談できる機会を提供することで、問題の早期発見・早期対応を図ります。また、教育相談に訪れた保護者にリーフレットを配布することで、相談先情報の周知を図ります。	学校教育課	中学校4校に計6名のさわやか相談員を配置。全小中学校にスクールカウンセラーが定期的に訪問。保護者への教育相談窓口の周知。児童生徒、保護者あてには、教育相談窓口について、複数回、周知ができた。	児童生徒、保護者あてには、教育相談窓口について、複数回、周知ができた。	A	継続		
10	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援により、児童や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	学校教育課	スクールソーシャルワーカーを年間90日配置し、全小中学校を巡回し、課題に対応した。スクールソーシャルワーカーが個別ケースに関わり、学校や福祉機関と連携して問題にあたることができた。	スクールソーシャルワーカーが個別ケースに関わり、学校や福祉機関と連携して問題にあたることができた。	A	継続		
11	不登校児童生徒支援事業 (教育支援センター「ふれあい教室」運営事業)	教育支援センターの相談員・指導員が自殺リスクの把握と対応について理解することで、不登校児童生徒の支援の充実を図ります。また、不登校児童生徒の保護者から相談があった場合に、相談員・指導員が必要に応じて適切な機関へつないでいきます。	学校教育課	ふれあい教室に相談員1名、指導員2名を配置。主に不登校児童生徒やその保護者を対象に支援を行った。各学校と連携して、不登校予防に繋げるとともに、悩みを抱える保護者に対しても対応ができた。	各学校と連携して、不登校予防に繋げるとともに、悩みを抱える保護者に対しても対応ができた。	A	継続		
12	社会体験チャレンジ事業	職業体験の機会に、就業時に直面し得る様々な勤労問題についても指導することで、問題を抱えた際の対処法や相談先情報等を周知します。	学校教育課	中学校4校のうち3校の中学1年生が各事業所において職場体験を行った。勤労体験をすることで、様々な問題や状況を体験することで、対処方法や相談先などを知る機会となった。1校は起業家を招聘し、講演を行うことで、キャリア教育として進路や職場についての学習を行った。	各学校においてキャリア教育として、進路や職業についての学習等を行った。	A	継続		
13	コミュニケーション講座	市内の小学校5年生・6年生を対象に、人の話を聴く・伝えるなどコミュニケーション能力を高めるための講座を開催し、自殺リスクの軽減を図ります。	健康推進課	市内小学校5年生・6年生を対象に、合計で5年生は598人、6年生は608人に実施。	実施後のアンケートより、「聴く」「話す」等の体験を通して、コミュニケーションに関する理解が深まったと考えられる。今後、中学生への講座についても検討していく。	A	継続		
② 経済的困難を抱える子ども等への支援の充実									
1	児童扶養手当支給事業	家族との離別・死別を経験している人は自殺のリスクが高まる場合があり、児童扶養手当の支給機会を通じて、自殺リスクを抱えている人を適切な支援につないでいきます。	子育て支援課	申請時や現況届時など必要に応じて、給付係からその他機関へ相談の橋渡しを行いました。相談者に対し適切な支援につなげるよう連携が図れており、保護者支援につながっています。	複雑なケースも散見することから、内容をよく検討し、関係機関と連携しながら適切な支援へとつなげられるよう努めます。	A	継続		
2	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすく、医療費の助成の際に課題を把握し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	子育て支援課	申請時や現況届時など必要に応じて、給付係からその他機関へ相談の橋渡しを行いました。相談者に対し適切な支援につなげるよう連携が図れており、保護者支援につながっています。	複雑なケースも散見することから、内容をよく検討し、関係機関と連携しながら適切な支援へとつなげられるよう努めます。	A	継続		
3	母子家庭等対策総合支援事業	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高卒認定試験受講修了時等給付金等の給付申請の際に、その家庭が抱える課題を把握し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	子育て支援課	申請時など必要に応じて、給付係からその他機関へ相談の橋渡しを行いました。相談者に対し適切な支援につなげるよう連携が図れており、保護者支援につながっています。	複雑なケースも散見することから、内容をよく検討し、関係機関と連携しながら適切な支援へとつなげられるよう努めます。	A	継続		
4	母子生活支援施設委託事業	施設入所している又は入所を希望する母子家庭に対して、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	こども家庭センター	DVや虐待等の困難に直面する母子を保護して生活を支援する施設です。自立を促進するために施設入所が必要と認められるとき、市福祉事務所長により施設入所を委託する事業です。R6は1件、利用の検討がされましたが、実際の利用には至りませんでした。	頻繁に利用者がある事業ではないものの、緊急事態発生時には必要となる事業です。委託先も県内数施設のため、確実に入所するためには調整が必要になります。また委託予算の立て方にも工夫を要します。	F	継続		
5	就学援助事業	就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えていたりする可能性が考えられます。費用の補助際に、家庭の状況等により、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	学校教育課	①準要保護と認定された小学生481人・中学生290人の世帯へ「学用品費等」の一部を補助した。 ②要保護と認定された世帯のうち中学校1人(小学生は0人)へ「修学旅行費」の一部を補助した。 ③学校を通じて、入学・進学時等に制度の周知活動を行った。 ④申請時に必要に応じて子育てや福祉の部署へつなぎ切れ目のない支援を行った。 小中学校へ就学している世帯へ広く周知活動が行われ対応ができた。	小中学校へ就学している世帯へ広く周知活動が行われ対応ができた。また、子育てや福祉の部署へつなぐなど必要な支援ができた。	A	継続		

6	育英資金貸付事業・入学準備金貸付事業	費用の貸付の際に、家庭の状況やその他の問題等により、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	学校教育課	①育英資金貸付を実施した。(継続2件,新規1件)。 ②必要に応じて、国や県が実施している奨学金を案内し、入学準備金貸付を実施した。(大学1件)。 ③市内にある高校6校に対し、育英資金貸付制度及び入学準備金貸付制度の案内を送付した。 家庭の経済的困窮が進学の妨げとならないよう一助を担った。	家庭の経済的困窮が進学の妨げとならないよう一助を担った。	A	継続	
7	子どもの学習・生活支援事業(アスポート事業・ジュニアアスポート事業)	生活保護世帯及び生活困窮世帯等の小学校3年生から高校生を対象とした学習支援を通じて、子どもや家族の抱える問題を察知し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	生活支援課	小学生・中学生・高校生を対象に、学習教室を市内2会場で3教室開催するとともに、対象世帯に対し家庭訪問を実施しました。(45名が教室参加、のべ1,193回家庭訪問実施) 事業は順調に実施しています。	家庭訪問に継続して取り組むとともに、保護者との対話を通じて対象者の生活の安定に繋がります。	A	継続	
③ 若者に対する就労支援								
1	自立支援のための無料相談	若年者の就労相談を実施している、地域若者ステーション「深谷サポステ」と連携して、若年者が抱える課題を把握し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	商工観光課	深谷サポステの就労相談をはにぼんプラザで毎月開催した。深谷サポステが開催する連絡会議に3回出席し、深谷サポステの利用者の現状や課題を共有するとともに、埼玉県と共催で、就労を目指す若者とその家族向けのセミナーを開催した。	深谷サポステや埼玉県、他市との連携強化を進めるとともに、就労体験の受入先の開拓のサポートを行う。	B	継続	
④ 教員に対する研修等								
1	教職員研修(生徒指導・教育相談担当研修会)	問題行動を起こす児童生徒の中には、様々な困難を抱え、自殺リスクの高い子どもがいる可能性もあります。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めるように努めます。	学校教育課	総合教育センター、郡市内町教委との共催により、生徒指導・教育相談中級研修会を開催。参加者12名(市内からは5名)生徒指導・教育相談のスキルを身につけた教員を養成することにより、学校全体の教育相談体制の充実につながる。	令和7年度も引き続き実施していく。	A	継続	
(3)無職者・失業者・生活困窮者に対する支援								
① 自立支援の推進								
1	自立相談支援事業	生活困窮等に関する総合相談を通じて様々な課題を把握し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	生活支援課	新規相談件数485件の相談を受け付け、うち、継続支援として202件の支援プランを作成しました。昨年度に比べて相談件数・プラン件数が増加しました。事業は順調に実施しています。	相談者に寄り添って、丁寧・適切な支援に繋ぎ生活の自立を促します。	A	継続	
2	就労準備支援事業	就労準備支援事業を通じて様々な課題を把握し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	生活支援課	事業による支援を希望した11名に対し支援を行い、面談や就労体験を234日実施しました。職場見学同行延べ4回、ボランティア活動動向延べ24回、就労体験同行延べ11回実施しました。事業は順調に実施しています。	相談者に寄り添って、丁寧・適切な支援を行い、一般就労や社会参加に繋がります。	A	継続	
② 各種生活支援の実施								
1	徴収の緩和制度としての納税相談	納税相談を通じて様々な課題を把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	収納課	納税相談時には、現在の生活状況や事情等を詳しく聞き、個々の状況に応じて「生活の最優先」を考慮した無理のない納付計画を立てられるように共に検討した。また、生活自体が困難していると判断できた場合は、滞納処分の執行停止や生活支援課への案内を行った。	生活状況等に応じた適切な対応ができていると考えている。引き続き、納税相談時における生活状況や事情等の聞き取りを丁寧に行い、「生活の最優先」を考慮した無理のない納付計画を立てられるように共に検討していく。	A	継続	
2	保険料(税)の賦課・徴収・減免	納付困難等による減免申請希望者には対面等での事情聴取を通じて、様々な課題を把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	保険課	・非自発的失業者に係る保険料の軽減制度適用者 134件 ・刑事施設に収容されている者に対する保険料の減免制度適用者 5件 ・被災者に対する保険料の減免制度適用者 1件 保険料(料)の軽減または減免の要件に該当する被保険者に対し軽減等を行った。軽減等の要件に該当しない納付困難者に対しては、納付相談を案内した。また、軽減等の制度について、納税通知書に同封したチラシや広報で周知を行った。	納付困難等による減免申請希望者について、適切に対応することができたと考えられる。また、制度について同封物や広報で周知をすることができた。今後は、加入時の案内で軽減や減免制度について丁寧に説明し、引き続き適切な支援を継続していきたい。	A	継続	
3	生活保護費支給事業	被保護者との面接の機会を通じて世帯状況を把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	生活支援課	年度平均693件の被保護者に対して、ケースワーカーが2,155回訪問を行いました。事業は順調に実施しています。	定期訪問等により、被保護者の状況を把握し、適切な支援を行います。	A	継続	
4	住居確保給付金	生活基盤である住居の喪失は自殺リスクを高める可能性があります。住居確保給付金を通じて様々な課題を把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	生活支援課	23名に対して、家賃相当額を支援しました。事業は順調に実施しています。	家賃支払い等が困難な方に対し、事業を案内し、支援に繋がります。	A	継続	
5	家計改善支援事業	家計管理に課題のある生活困窮者等を対象とした、家計の見直しや収支管理等の支援を通じて、様々な課題を把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	生活支援課	13名に対して支援を行い、その支援回数のはべ17回でした。事業は順調に実施しています。	生活困窮者等に対し、事業を案内し、支援に繋がります。	A	継続	
6	福祉資金貸付制度	福祉資金貸付を通じて、一時的に生活困難な状況にある低所得者世帯の生活の安定を図ります。	社会福祉協議会	市社協福祉資金貸付33件(955,000円) 県社協生活福祉資金貸付19件(3,153,000円) ※コロナ特例貸付は終了 臨時の出費や収入減少等で生活が脅かされる世帯等に対し、生活の安定と自立の助長をはかるため相談に応じ、貸付等の対応を行った。	近年の物価高騰等の影響で生活費が不足する世帯が依然として多く、複合的な課題を抱えた方も多い。このような方を、制度の狭間に陥らないよう、包括的な支援を行い自立の促進に努めたい。	A	継続	
7	フードバンク事業	生活困窮者世帯等に食糧等を支給することで、生活の安定を図ります。	社会福祉協議会	フードバンク 支援件数696件 フードパントリー 支援件数209件 物価高騰等の影響により生活が脅かされる世帯に対し、市民、団体及び企業等から寄贈いただいた食品や日用品を提供し、自立支援に努めた。また、市内のひとり親世帯や就学援助世帯等の子育て世帯等で食にお困りの方にフードパントリーを行った。	長期的な経済的影響を考慮しながら、フードバンクのほかにフードドライブやフードパントリーなど、多様なスタイルで食料支援を展開していく。	A	継続	

(4)勤務・経営に関する支援								
① 相談支援								
1	労働に関する相談窓口の周知	必要に応じて、地域産業保健センター等の相談機関を情報提供します。	商工観光課	相談機関の案内チラシ等を窓口配架した。	相談内容に応じて適切な支援先を案内できるよう努めていく。	B	継続	
2	自立支援のための無料相談(再掲P50)	若年者の就労相談を実施している、地域若者ステーション「深谷サポステ」と連携して、若年者が抱える課題を把握し、必要に応じて適切な支援につないでいきます。	商工観光課	深谷サポステの就労相談をにはぼんプラザで毎月開催した。深谷サポステが開催する連絡会議に3回出席し、深谷サポステの利用者の現状や課題を共有するとともに、埼玉県と共催で、就労を目指す若者とその家族向けのセミナーを開催した。	深谷サポステや埼玉県、他市との連携強化を進めるとともに、就労体験の受入先の開拓のサポートを行う。	B	継続	
3	相談窓口等普及啓発事業(再掲P40)	自殺予防や自死遺族に係る様々な心配事や困りごとを相談できる窓口一覧のリーフレットを作成し、相談窓口の周知を図ります。	健康推進課	相談窓口一覧リーフレットや相談窓口を記載したカードを作成し、周知を図った。	今年度は通常のリーフレットに加え、より手に取りやすいようカードも作成。引き続き、周知を図っていく。	A	継続	